



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

536	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課).....	1
537	随意契約の相手方の決定	(情報政策課).....	1
538	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
539	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(").....	2
540	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	3
541	保安林の指定	(森林整備課).....	3
542	〃	(").....	4
543	〃	(").....	4
544	〃	(").....	5
545	〃	(").....	5
546	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	5

○ 人事委員会告示

*6	平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部改正	6
----	---	-------	---

○ 選挙管理委員会告示

*59	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	7
-----	--	-------	---

○ 正誤

	平成22年4月23日付け和歌山県報第2153号和歌山県告示第495号中	8
--	-------------------------------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第536号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成22年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 特約業者の氏名又は名称
第一石産株式会社 代表取締役 辻本佳彦
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
和歌山県和歌山市出島38-1
- 3 特約業者の指定取消しの年月日
平成22年4月23日

和歌山県告示第537号

きのくにe-ねっと管理運用支援委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107

号) 第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
きのくにe-ねっと管理運用支援委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社和歌山支店
和歌山市一番丁5番地
- 5 随意契約に係る契約金額
43,470,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,070,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第538号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
ましまメンタルクリニック	岩出市川尻26-2	馬島将行	平成 22. 5. 1
医療法人明成会 向井病院	和歌山市北野283	貴志鈴江	平成 22. 5. 1

和歌山県告示第539号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	障害福祉 サービス の 種 類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
3011300 138	ケアサービス フリーポケット	居宅介護 重度訪問介	事業所の所在地	伊都郡かつらぎ町佐野 963番地の7	伊都郡かつらぎ町東洪 田644番地の4	平成 22. 4. 1

		護				
3010120 479	まつい訪問看護 ステーション	居宅介護 重度訪問介 護	事業所の所在地	和歌山市築港二丁目8 番地の2	和歌山市砂山南四丁目 1番37号	平成 22. 4. 16

和歌山県告示第540号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

和歌山ミオ

和歌山県和歌山市美園町五丁目61番地先無番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社和歌山ステーションビルディング 代表取締役社長 細井義勝

和歌山県和歌山市美園町五丁目61番地先無番地

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) VIVO和歌山 和歌山県和歌山市美園町五丁目61番地先無番地

(変更後) 和歌山ミオ 和歌山県和歌山市美園町五丁目61番地先無番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 未定

(変更後) 縦覧図書添付別紙①のとおり

4 変更年月日

平成22年3月31日

5 変更した理由

リニューアルオープンのため。

6 届出年月日

平成22年4月30日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成22年5月18日から同年9月21日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第541号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字柿裕1026の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
字柿裕1026の1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第542号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字三田字前山387から390まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第543号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡串本町江田字瀬井ノ郷399
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第544号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町字筒井字奥山254

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第545号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字檜原字小森1455、1456

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第546号

平成22年度「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政

令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
平成22年度「県民の友」印刷業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成22年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社第一製版印刷
和歌山市西浜1660-421
- 5 落札金額
40,682,520円(単価契約に基づき算定した見込額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年2月5日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第6号

平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から適用する。

平成22年5月18日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

第1項第1号の表世界遺産センターの項を削り、同表中

工業技術センター
農林水産総合技術センター(総務課及び企画普及部)
農林水産総合技術センター農業試験場
農林水産総合技術センター果樹試験場(栽培部及び境部)
農林水産総合技術センター果樹試験場かき・もも研究所
農林水産総合技術センター果樹試験場うめ研究所
農林水産総合技術センター暖地園芸センター

12	工業技術センター	12
----	----------	----

環 究	12	を	世界遺産センター	12	に、
	12		農林水産総合技術センター(企画普及部)	12	
	12		農林水産総合技術センター農業試験場(栽培部及び環境部)	12	
	12		農林水産総合技術センター農業試験場暖地園芸センター	12	
	12		農林水産総合技術センター果樹試験場(栽培部及び環境部)	12	
	12		農林水産総合技術センター果樹試験場かき・もも研究所	12	
	12		農林水産総合技術センター果樹試験場うめ研究所	12	

農業大学校	12
就農支援センター	12

を	農業大学校(研修部及び養成部)
	農業大学校就農支援センター
	教育支援事務所

	12
	12
	12

に改め、同項第2号の表ふるさと定住センターの項を削り、同表中

「男女共生社会推進センター」を「男女共同参画センター」に改める。

第2項の表体育館の項及び武道館の項を削る。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第59号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成22年5月18日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

第2項の表中 「ヒューマンライフ六十谷」 | 和歌山市六十谷417-2 | を 「ヒューマンライフセラヴィ」

六十谷 | 和歌山市六十谷417-2 | に改める。
神前 | 和歌山市神前182番地の1 |

正 誤

正 誤

平成22年4月23日付け和歌山県報第2153号和歌山県告示第495号中

ページ	行目	誤	正
8	下から14	辻本賢三	辻本賢三
	下から12	辻本敬治	辻本敬治
9	下から18	辻本賢三	辻本賢三
	下から16	辻本敬治	辻本敬治